

ごみ焼きは禁止です！

平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業のやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）で禁止されています。また、野外での焼却は煙、すす、悪臭により周囲の人々に迷惑をかける行為です。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に屋外で焼却せずに、適正に処理しましょう！

野焼きのQ & A

Q1：家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしたらダメですか？

A1：罰則の対象

Q2：ごみ屑、紙屑などごく少量のものを屋外で燃やしたらダメですか？

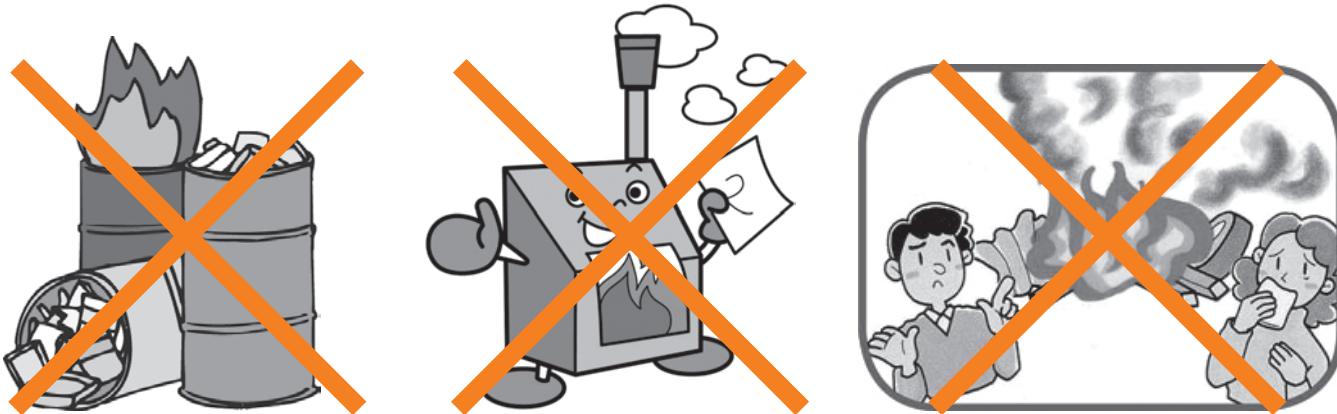
A2：罰則の対象

Q3：廃ビニール、廃タイヤ、廃材を屋外で燃やしたらダメですか？

A3：罰則の対象

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律での罰則（第25条15項）

罰則：5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれらの科料



暖房器具 使う前にまず点検を！

朝晩、めっきり肌寒くなりました。こたつやストーブなどが恋しくなりますね。夏の間にしまっておいた暖房器具、出してすぐにでも使いたい。でもちょっと待って！使用する前に次のことをチェックしましょう！



- ①洗濯物を干していませんか？
- ②変な臭いはしていませんか？
- ③排気筒にゴミが詰まっていますか？
- ④排気筒が外れていますか？
- ⑤ゴム製送油管にひび割れたり、油漏れはありませんか？

大切な家族や財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

沼田町
防火標語 『後にしよう その油断が 火事になる』

